

2021年2月吉日

お客さま 各位

静岡県労働金庫

ATMによるお支払いの一部利用制限について

平素は、〈静岡ろうきん〉をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、これまで〈静岡ろうきん〉では、高齢者を対象とした「還付金詐欺」や「振り込め詐欺」への対策として、窓口での現金払い戻しの際の声かけや、ATMによる注意喚起画面の表示のほか、2019年12月には「ATMによるお振込みの一部利用制限」を実施してまいりました。

しかしながら、これらの特殊詐欺被害については増加傾向にあり、特にお客さまのキャッシュカードと暗証番号を不正に取得して、ATMから現金を引き出す「キャッシュカード詐欺」が急増しています。当金庫では、これら被害の防止対策として、下記のとおり、ATMによるお支払いの一部利用を制限させていただくことといたしました。

つきましては、趣旨をご理解いただきますとともに、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま

70歳以上のお客さま

2. ATM利用制限の内容

ATMでのお支払い限度額：1日あたり20万円

※ 過去12ヶ月間において、ATMで1日の合計額が20万円を超える現金のお支払いをしていない場合に限りです。

※ お支払いの合計額は、当金庫以外のATMでのお支払い分も含みます。

3. 開始日

2022年4月1日（金）

以上